

令和7年12月11日(木) 衆・法務委 平林 晃 議員(公明)
対法務当局

2問 検察官の勤務は極めて多忙であり、業務の効率化は急務である。その点、近年進められてきたデジタル化によって改善される見通しはどの程度あると考えているのか、法務当局に問う。

(答)

- 検察官について、刑事手続のデジタル化との関係でお答えする。
- 刑事手続のデジタル化については、前通常国会において、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律が成立し、本年5月23日に公布された。
- (その改正の趣旨は、書類の電子データ化・発受のオンライン化など、情報通信技術を活用し、円滑・迅速な手続の実現及び手続に関与する国民の負担軽減を図ることなどであり、検察官の業務の効率化は、今般の改正の直接的な目的ではないが、) 本改正により刑事手続等において取り扱われる書類が電子データ化されることなどによって、(定量的にお示しすることは困難であるものの、) 少なからず業務の効率化に資するものと認識している。
- (事件の複雑困難化に伴い、個々の事件に要する業務は増加しているところ、) 限られたリソースの中で適正に検察権を行使していくために、(委員御指摘のとおり、) 情報通信技術の活用等も含め、業務の効率化について不断の検討を続けてまいりたい。

(参考1) 令和6年12月12日衆・法務委員会

- 平林委員 (略) 民間との競争力を強化するという意味においては、待遇改善とともに、働き方の改革、これも重要と考えます。裁判官、検察官、共に激務という印象を持っております。この点について、どのような取組を、働き方改革という取組を行っておられるのか、最高裁判所、法務省、それぞれに見解を伺います。(略)
- 森本政府参考人 検察についてお答えいたします。

検察当局においても、検察官を含む職員のワーク・ライフ・バランス、働き方改革は非常に重要であるという認識の下で、実施状況につきましては、法務省全体の取組、アット・ホームプラン・プラスワンというものがございますが、それに基づきまして、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進しているところでございます。

具体的には、業務の効率化、デジタル化の推進、それから勤務時間管理の徹底、育休の取得を含む、全ての職員が家事、育児、介護等をしながら活躍できる職場環境の整備、年次休暇の取得促進と、それが当たり前になるような職場づくりなどの取組を進めているところでございます。

(参考2) 検察庁におけるワークライフバランス推進のための具体的な取組内容

- ・ 男性の育児に伴う休暇・休業等について、子の出生後1年以内に合計35日以上（土日祝日を含む）取得
- ・ 男性の配偶者出産休暇及び育児参加休暇を合計5日以上取得
- ・ 管理職員等から各種休暇制度の対象職員に対し、制度説明及び積極的な利用を声掛け
- ・ 幹部職員から管理職員に対し、対象職員の休暇取得について配慮するよう指示
- ・ ハンドブック等による制度の周知徹底、育児休業取得者体験談の紹介
- ・ 育児休業中の女性職員への職務に関連する情報の提供などがある。

(参考3) 刑事デジタル法（情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律）について

- 閣議決定 令和7年2月28日
- 成立 令和7年5月16日
- 公布 令和7年5月23日
- 施行期日（附則）

第一条 この法律は、令和九年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～六（略）

(参考4) 令和7年5月13日参・法務委員会

- 矢倉克夫君（略）情報通信技術の進展等に対応するための

刑事訴訟法の一部を改正する法律案、略して刑事デジタル法ということになるかと思いますが、こちらについても伺いたいと思います。

趣旨説明の方でも趣旨を述べ、目的の中で、まず、刑事手続円滑化、迅速化、そして関与する国民の負担軽減ということが書いておりました。こちらで書いてあるこの関与する国民というのが具体的に誰で、軽減すべき負担としてはどういったものを想定しているのか、誰一人取り残さない、全ての人が享受できるようにどういう負担の軽減というのを目指しているのかを、まず法務省に伺いたいと思います。

- 政府参考人（森本宏君） まず、本法律案におきましては、証拠書類の電磁的記録化等によりまして、弁護人が電磁的記録である証拠書類について裁判所や検察庁においてコピーの手間なく謄写をすることを可能とすること、それから、身体拘束に対する申立て、不服申立て等をオンラインにより迅速に行うことも可能とすることなどとしておりまして、これらを通じまして、被疑者、被告人、それから弁護人側の防御上の負担が大幅に軽減されることが期待されるというふうに考えております。

また、犯罪被害者等が被害者参加人として公判廷以外の場所に在席して、ビデオリンク方式により公判期日における手続に参加することを可能とするところとしておりまして、これを通じまして、犯罪被害者等の精神的負担が軽減されることも期待されます。

さらに、本法律案におきましては、証人尋問をビデオリンク方式により実施することができる範囲を拡充し、例えば多忙な医師に専門家としての証言を求める場合等におきまして、ビデオリンク方式による証人尋問を可能とすることとしているところをございまして、これを通じて、証人の出頭に伴う業務上の負担等も軽減されることが期待されております、期待されます。

このように、本法律案は、捜査機関だけではなくて、被疑者、被告人、弁護人や、犯罪被害者、証人等の刑事手続に関与する様々な方々の多様な負担を軽減することを期待しているところをございます。

そして、本法律案が改正法として成立した場合には、各制度の内容や趣旨等を周知徹底してその適正な運用を図り、手続に関与する様々な立場の方々の負担軽減の効果が十全に発揮されるように努めてまいりたいと考えております。